

西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針(案)

平成 20 年 9 月
西東京市教育委員会
教育部教育企画課

目次

1. はじめに
2. 児童・生徒数の動向
3. 学校施設の配置状況
4. 学校規模の状況
5. 学校施設の適正規模・適正配置に関する基本的考え方
 - (1) 教育環境の整備としての学校規模の確保
 - (2) 効率的な学校運営の確保
 - (3) 老朽施設更新との関係
 - (4) その他教育施策への対応
6. 学校施設の適正規模・適正配置に向けた具体的な方策
 - (1) 小規模化校への対応
 - (2) 大規模化校への対応
 - (3) 通学区域の見直し
7. 検討組織・検討手法
 - (1) 庁内組織
 - (2) 地域協議会の設置
8. 児童・生徒数の定期的な動向調査の実施

(参考)

- (1) 基本方針の検討経過
- (2) 児童・生徒数の予測

1. はじめに

西東京市における学校施設の適正規模・適正配置については、平成 13 年の合併時からの課題であった。

学校規模については、合併当時の予測では、児童・生徒数の減少により平成 22 年には小学校 20 校中 7 校で全学年 1 クラス編成となり、学校施設の統廃合を含め検討することが想定されていた。しかし、その後の推移は予測とは異なり、児童・生徒数の減少により単学級編成の学年が生じている学校がある一方で、大規模な敷地を有する工場の移転後の跡地への大型マンションの建設や宅地開発により、特定の地域において児童・生徒数の急激な増加が見られ、その結果、教室数が不足する学校も出現するなど、市全体として合併当時の予測と大きく乖離し、地域により児童・生徒の偏在が著しい状況となっている。平成 18 年に行った児童・生徒数の推計、および平成 19 年に実施した西東京市人口推計調査の結果からも、こういった状況は暫く続くものと考えられる。

また、通学区域については、合併時には「当面、現行のままとするが、市境の地域においては、弾力的な運用に努める。また、児童・生徒数の動向を踏まえ、新市においては速やかに、小・中学校の適正規模・適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。」とされていた。しかし、合併から 7 年が経過した現在でも本格的な見直しは行っておらず、旧市からの通学区域をほぼ継承している。このため旧市境のひばりが丘、谷戸町、住吉町地域、および新町、向台町地域などで、住所地により定められた指定校より、旧市境を越えて近い学校があるという状況が生じている。平成 13 年より、指定校変更特例措置制度を発足し、旧市境を超えて指定校より近い学校に入学できることとしているが、本格的な通学区域の見直し、再編が求められている。

これらの課題に対応するため、児童・生徒数の減少により小規模化する学校への対応と、一方、既存施設規模を超える児童・生徒数の増加状況に直面している学校への対応との両面から、西東京市に学ぶ子どもたちにとって、よりよい教育環境を実現することを念頭に置きながら、学校施設の適正規模・適正配置について、今後 10 年間程度の期間における対応についての基本的な方針を定める。

2. 児童・生徒数の動向

児童・生徒数の動向は、子どもの出生、住民の転入出に関わっているが、西東京市の特徴としては、谷戸小学校、上向台小学校の例によるとおり、通学区域内における大規模な住宅開発による人口増が大きな要因となっている。この場合、小学校の児童数の推移については、児童数の急増が始まってから 10 年後がピークとなり、その後また急速に減少すると推測されている。中学校生徒についても同様なことが考えられる。

一方、人口異動が安定した住宅地を通学区域とする泉小学校、住吉小学校などでは、児童数が減少し単学級編成の学年が生じている状況となっている。柳沢中学校では、指定校変更特例措置制度を利用して住所地に近い田無第四中学校に通学する生徒がいることから、全校で 9 クラス編成となっている。

今後の児童・生徒数の動向については、本市の特徴として、都市計画道路の整備、駅

周辺の開発、大規模団地の建て替え等に関連して、児童・生徒数の動向が安定しない現状が暫く続くと思われる。ただし、全国的な少子化の傾向は本市においても例外とは考えにくく、住宅開発が一段落して一定期間を経過した後は、いずれ児童・生徒数が減少することが想定される。

平成 18 年に実施した児童・生徒数の推計では平成 28 年までの推計を行っているが、小学校児童数は平成 26 年をピークに減少に転ずることが予測されている。一方、中学校生徒については平成 26 年から 28 年では引続き増加が予測されているが、小学校から遅れること数年でこれもまた減少に向かうものと考えられる。

3. 学校施設の配置状況

現在、西東京市は、小学校 19 校、中学校 9 校を設置している。

配置状況は、旧市時代また合併により近接している学校があり、小学校では、谷戸小学校と谷戸第二小学校、柳沢小学校と保谷第二小学校など、配置が密となっている地域がある。中学校においては、ひばりが丘中学校と田無第二中学校が合併により近接しているが、小学校に比べてバランスよく配置されている。

各学校の通学区域内の最長通学距離は直線で、小学校では 12 校がおおむね 1km 未満であり、最長で保谷第二小学校の 2.1km となっている。中学校では 7 校がおおむね 1 ~ 1.5km となっており、最長はひばりが丘中学校の 2.3km となっている。保谷第二小学校、ひばりが丘中学校ともに旧保谷市の地形的な要因により通学距離が長くなっているが、現実では、指定校変更特例措置制度により最長でも 1.5km 以内の学校に通学できる状況となっている。

文部科学省の示す通学距離の適正条件は、「小学校にあってはおおむね 4km 以内、中学校にあってはおおむね 6km 以内」とされている。人口が集中している都市部に位置する西東京市においては、すでにこの基準を満たしているが、通学区域の見直しに当たっては、学校間で通学距離の極端な差異がない設定を検討する必要があると考える。

適正配置に向けて、学校の位置を変えることは、都市化された本市においては代替地として新たな校地を適地に確保することは困難であり、きわめて厳しい制約がある。一部の学校を除いて、現状の学校位置を前提とした検討を進めることとする。

4. 学校規模の状況

西東京市においては、大規模宅地開発により人口が急増している地域と、その他の地域では、学校の児童・生徒数に大きな開きがある。平成 20 年 5 月では、小学校では 1 校あたりの平均児童数は 492 人であるが一番児童数が多い上向台小学校では 805 人、22 学級、一番少ない学校は住吉小学校 270 人、10 学級と、人数で約 3 倍の開きが生じている。

中学校では、通学区域が広域となるため小学校ほどの差はないが、最大の保谷中学校 565 人、15 学級、最小の明保中学校 311 人、10 学級と 1.8 倍の開きがある。

それぞれの学校は校地面積や教室数など施設的な規模が異なっていることから、単純

に教育環境の比較はできないが、施設規模と児童・生徒数の関係については注視していく必要がある。

5. 学校施設の適正規模・適正配置に関する基本的考え方

(1) 教育環境の整備としての学校規模の確保

子どもたちが学校における集団生活を通して、社会性を身に付け、豊かな人間関係を築くためにはクラス替えが可能となる 1 学年 2 学級以上が望ましい。学級活動や班活動の効果的な運営上から、また、同一学年での複数教員による教育内容、指導方法等の研究や研修を可能とする教員配置の点からも、複数学級編成となる学年規模を確保する必要がある。

(2) 効率的な学校運営の確保

昨今の厳しい財政事情の一方で、多様な教育ニーズへの対応も多く、今後はより効率的な学校運営を行うための学校規模を維持していくことが必要である。極端な小規模校については、財政面、人員配置面からも効率性に課題があることから、他校との統廃合や校地の売却処分等も含め、新しい教育課題に対応する資源とする必要がある。

(3) 老朽施設更新との関係

西東京市の学校施設は、小中学校 28 校中 16 校が昭和 30～40 年代に建設された建物であり施設の老朽化が進んでいる。教育環境の整備として、適正規模・適正配置への対応と合わせて、合理的かつ計画的な施設の改修、整備を進めることとする。

特に、中原小学校及びひばりが丘中学校については、これまで維持補修に努めてきたが、施設の老朽化が顕著であり早急に施設更新の検討が必要である。

(4) その他教育施策への対応

学校の施設規模を検討するに当たっては、少人数指導の実施、中学校給食の検討、特別支援教育の推進(特別支援教室の整備)等の新たな教育ニーズに対する対応を考慮する。

6. 学校施設の適正規模・適正配置に向けた具体的な方策

(1) 小規模化校への対応

小学校においては、児童数の減少により単学級編成の学年が出現した段階で将来動向を予測し、引き続き減少が想定され、実態としても、小規模化がより顕著となった場合(複数の学年で単学級編成になり、将来的にもその状況が続くことが想定される場合など)に、周辺校の動向を踏まえ、統廃合も視野に入れた検討を行うこととする。

現在、単学級編成が生じている小学校は、泉小学校(2 学年)、住吉小学校(2 学年)であるが、直ちに統廃合の検討を進めることはせず、引き続き周辺地域の児童数の動

向を注視していく。

(2) 大規模化校への対応

児童数が施設規模を上回り増加する学校については、隣接する学校との通学区域の変更等により児童・生徒を隣接校へ誘導することも考えられるが、周辺地域の状況や地域コミュニティへの配慮も勘案して対応する必要がある。また、通学区域の変更を、児童・生徒数の増減に応じて頻繁に実施することは、地域との関係からも適切とはいえず、長期的視点に立ち検討を進める必要がある。

現実を踏まえると、西東京市において児童・生徒数が急増している地域は、市の北西部と南西部に偏っていることから、ともに児童・生徒数が増加しつつある隣接する学校間では、通学区域の変更による対応は難しい状況となっている。

また、新たな学校の建設(増設)による通学区域の分割による対応は、学校用地の確保、建設のための財源確保の点から現実的ではない。

児童・生徒数の増加は、長期的な視点で見ると、一時的な事象と考えられるが、大規模化しつつある学校への対応は喫緊の課題であり、現実的な対応が求められる。将来動向を予測した上で、学校施設の更新計画とも調整をとり、一時転用教室を普通教室に戻すことや、増築等を行うことなどにより必要となる教室等の確保を行い、在籍する児童・生徒の教育環境を悪化させない配慮を行いながら、可能な限り現有施設での対応を行うこととする。

施設の老朽状況や学校敷地規模など条件的に増築が困難な中原小学校については、ひばりが丘団地建て替えに伴う民間売却用地を活用した校舍移転等による対応についても検討する。

(3) 通学区域の見直し

合併から7年が経過しているが、通学区域の見直しは行っていない。この課題に対応するため指定校変更特例措置を実施し、旧市境の通学区域を越えて通学することを認め、この制度を利用している児童・生徒も多い。しかし、あくまでも特例措置であり、保護者による手続き等が必要な状況にある。旧市境付近の谷戸・ひばりが丘地域、向台・新町地域の通学区域について、新たな地域づくりの観点からも、実態に合わせた再編見直し検討を早急に進める。

また、現在建設が進んでいる都市計画道路 3.2.6 号調布・保谷線が東部地域の学校の通学路を縦断することとなる。歩道や横断歩道が整備され、従前の狭隘な道路と比べて児童・生徒の通学の安全はさらに確保されるものと考えるが、地域づくりの観点からも残地のように取り残された通学区域の取り扱いについて検討する必要がある。

7. 検討組織・検討手法

(1) 庁内組織

学校は、防災拠点、児童館・学童クラブとの連携、市内に配置される公共施設とし

ても重要な位置づけとなっており、また通学区域の設定は、福祉や青少年育成に関する地域活動とも密接に関連している。さらに具体的な施設整備の検討については総合的な計画行政との調整もあることから、学校施設の適正規模・適正配置の検討に当たっては、教育関係部局だけではなく庁内関係部署と密接に連携をとり検討を進める。

(2) 地域協議会の設置

学校は児童・生徒の学習の場であるのみならず、地域コミュニティの中心的な役割を担っている側面もある。また、今後の学校経営に当たっては地域との連携・協力関係が非常に重要である。通学区域の見直しや学校施設の統廃合について個別具体的な検討を進めるに際しては、地域とのかかわりを重視し、検討初期の段階より、地域住民、保護者、児童・生徒に情報提供を行い、地域協議会などを設置して、学校や地域の理解と協力を得て検討を進める。

8. 児童・生徒数の定期的な動向調査の実施

西東京市の今日的な特徴として、まちづくり(都市開発、都市計画道路の整備等)の進展に関連して、児童・生徒数の動向が安定しない現状が暫く続くと思われる。学校施設の整備は、一定の期間と財源が必要であり、児童・生徒数の動向に応じた計画的な対応が求められる。適時・的確な対応が図れるよう、都市整備関係部署との情報共有を進めるとともに、今後も定期的に人口、児童・生徒数の推計、動向調査を実施する。

(参考)

(1) 基本方針の検討経過

- 平成 18 年度 「部内検討委員会」における調査・研究
- 平成 19 年度 学識・市民・校長の参加による「懇談会」における議論
- 平成 20 年度 庁内検討委員会における「基本方針」(案)の検討
「基本方針」(案)について教育委員協議

(2) 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会報告書(平成 19 年 3 月)

(3) 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会報告書(平成 20 年 3 月)